

## アルミ産業成長力強化戦略推進事業 アルミサンドボックス事業補助金 交付要綱

### (通則)

第1条 この要綱は、公益財団法人 富山県新世紀産業機構（以下「機構」という。）が、富山県の補助を受けて実施するアルミ産業成長力強化戦略推進事業に係るアルミサンドボックス事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 機構は、本県のアルミ関連産業における新たな事業の創出を促進するため、次に掲げるいずれかの課題の克服に向けた取組み（以下「アルミサンドボックス事業」という。）を行う中小企業を支援するものとする。

- (1) 新たな技術開発、製品化・事業化、資材調達、販路拡大等の事業活動を阻害している法的な規制、技術的な規格の制限、商習慣に基づく自主規制その他の社会的制約
- (2) 単独企業では実施が困難なアルミ関連産業活性化のためのアイデアや技術的課題

### (補助金の交付)

第3条 機構は、前条の目的に資するため、富山県内に事業所を有しアルミ関連産業に携わる中小企業等で構成されるグループ（以下単に「グループ」という。）が実施するアルミサンドボックス事業に要する経費の全部又は一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

### (補助対象者)

第4条 補助対象者は、アルミサンドボックス事業を実施するグループの代表企業（以下単に「代表企業」という。）とする。

### (補助対象経費及び補助率)

第5条 この補助金の補助対象経費及び補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 この補助金の交付額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助金の交付額は補助限度額を超えないものとし、算出された合計額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (交付の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、アルミ産業成長力強化戦略推進事業 アルミサンドボックス事業補助金 交付申請書（様式第1号）を機構に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は補助金の対象としないものとする。

- (1) 取締役等（補助事業者が個人である場合にはその者を、補助事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時研究開発の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。
- (4) 取締役等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 取締役等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。

#### （交付の決定）

第7条 機構は、代表企業から補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査その他の手段（以下「審査等」という。）による調査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をしなければならない。

#### （交付条件）

第8条 補助金の交付に附する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業（前条に規定する交付の決定を受けた補助金に係るアルミサンドボックス事業をいう。以下同じ。）の経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、アルミ産業成長力強化戦略推進事業 アルミサンドボックス事業補助金 変更承認申請書（様式第2号）を機構に提出し、その承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止又は廃止する場合は、アルミ産業成長力強化戦略推進事業 アルミサンドボックス事業補助金 中止（・廃止）承認申請書（様式第3号）を機構に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに機構に報告してその指示を受けること。

(4) 前各号のほか、補助事業等の遂行につき必要と認められる条件

(軽微な変更)

第9条 前条第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業の目的及び効果に影響を及ぼさない範囲での内容の変更
- (2) 補助事業に要する経費の20パーセント以内の変更

(交付の取消し等)

第10条 機構は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助事業者に対し補助金を交付しない、又は交付している補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助事業を遂行することが困難であると機構が認めたとき。
- (3) 補助事業を継続する意思がないものと機構が認めたとき。

(補助事業遂行状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について機構から要求があったときは、速やかにアルミ産業成長力強化戦略推進事業 アルミサンドボックス事業補助金 遂行状況報告書(様式第4号)を機構に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、補助事業が完了し、又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から7日以内に、アルミ産業成長力強化戦略推進事業 アルミサンドボックス事業補助金 実績報告書(様式第5号)に必要書類を添えて、機構に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 機構は、前条の報告を受けたときは、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第14条 前条に定める額の確定後、補助事業者がアルミ産業成長力強化戦略推進事業 アルミサンドボックス事業補助金 補助金交付請求書(様式第6号)を提出したとき、機構は補助金を支払うものとする。

(補助金の経理)

第 15 条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は機構が別に定める。

2 補助事業者は、特別の事情により本要綱に定める方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ機構の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 30 日から施行する。

別表

対象経費	補助率
・消耗品費、工具器具費のうち税込単価 10 万円未満のもの、(機械装置の)リース料・レンタル料、外注費、通信運搬費、旅費、共同研究費(委託研究費を含む)。 ・補助対象経費には、消費税及び地方消費税の額は含まないものとする。	10 / 10
	補助限度額
	50 万円